

岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化
個別施設計画等策定業務

仕 様 書

岡山県西部衛生施設組合

第1章 一般事項

1 業務の目的

岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設計画等策定業務（以下、「本業務」という。）は、岡山県西部衛生施設組合（以下、「本組合」という。）が計画するインフラ長寿命化個別施設計画の策定にあたり、本組合が所有し、管理している施設の現状把握を行い、今日までの補修・修繕及び今後の予定を把握・整理し、中長期的視点に立って、今後の各施設の運用方針について、経済的かつ効率的な手法を提案し、財政的なバランスを考慮した最善の計画を提示することを目的とする。

特に、廃棄物処理施設は、施設を構成する設備・機器及び部材が高温多湿や腐食性雰囲気暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下において稼働することが多く、他施設と比較すると性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとみなされており、施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するためのストックマネジメントを導入するため、今後策定していく長寿命化計画について、助言・提案を行う。

2 業務名及び業務場所

業務名：岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設計画等策定業務

業務場所：岡山県西部衛生施設組合 管内

3 委託期間

契約締結日の日から令和3年3月31日までとする。

4 仕様書の適用

本仕様書は、本組合が発注する本業務に適用する。本業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとし、本仕様書に基づき履行するものであるが、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の目的を遂行するために必要と思われることについては、本組合と協議を行い、受託者の責任においてこれを行うものとする。

5 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたって、関係する法令、政令、省令、細則、通達、マニュアル及びその他の条例等の最新版で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

6 業務管理

- (1) 受託者は、契約後速やかに本業務の着手に先立ち、契約期間内に本業務を完了するよう全項目の業務計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。また、この計画書を変更しようとする場合も同様とする。

(2) 受託者は、本業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する管理技術者と照査技術者を配置し、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

については、本業務における管理技術者と照査技術者を本組合に届け出るものとし、受託者が直接3ヶ月以上の恒常的な雇用している者であることの確認できる書類（健康保険証等の写し）を提出すること。ただし、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできないものとする。

(3) 管理技術者及び照査技術者は、技術士登録の衛生工学部門（廃棄物処理、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）又は、総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を有する者とする。

(4) 協議打合せ事項等は、議事録を作成し、本組合に提出すること。

(5) 受託者は、本組合から本業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

(6) 一級建築士の資格を有する者1名を担当技術者として配置できること。

7 受託者の義務

受託者は、本業務を遂行するにあたって、本組合におけるこれまでの検討経過を踏まえ、本業務全般について、誠意のあるパートナーシップをもって適正に支援を行うこと。また、関連法令等を遵守するとともに、経済性・安全性等の諸条件を満足し、正確かつ丁寧にこれを行うこと。

8 秘密及び中立性の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

9 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

(1) 着手時

- ① 着手届
- ② 現場代理人等の指名通知書
- ③ 工程表
- ④ 業務実施計画書
- ⑤ 業務実施体制
- ⑥ 管理技術者届及びその経歴書（資格証の写し及び保険証等を含む）
- ⑦ 照査技術者届及びその経歴書（資格証の写し及び保険証等を含む）
- ⑧ 担当技術者届及びその経歴書（資格証の写し及び保険証等を含む）

(2) 完了時

- ① チェックリスト
- ② 完了届

- ③ 納品書（電子データを含む）
- ④ 請求書
- ⑤ その他委託者が指示する書類

10 成果品の検査と納品

受託者は、本業務完了時に本組合の成果品検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

検査合格をもって本業務の完了とするが、業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに本業務の修正を行わなければならない。

また、成果品内容に誤記・誤算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

11 情報の収集

受託者は、本業務に必要な情報の収集、資料の作成及び解説を行うものとし、本組合はこれに協力するものとする。

12 資料の貸与

本業務の遂行に必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在本組合が所有しているもので参考となる資料については、これを貸与する。受託者は、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、本組合に提出し、本業務完了と同時に返納しなければならない。

13 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務の完了後において、不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

14 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、受託者は本組合と十分な打合せ及び協議を行い、本業務の遂行に支障ないように努め、これを定めるものとする。

15 留意事項

- (1) 受託者は、必要があるときは、関係機関との協議または手続き等について資料を作成し、適切に対応するものとする。また、受託者が関係機関と直接協議等を必要とするとき、または協議を求められた場合は、速やかに本組合へ連絡するとともに、誠意をもってこれにあたり、遅滞なく本組合に助言を行い、その内容に対する議事録を作成し本組合に提出しなければならない。
- (2) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

- (3) 本組合が必要と認めた時は、業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合の変更等については、本組合、受託者協議の上、契約金額を増減するものとする。

16 成果品

成果品は次のとおりとし、本組合の指定する方法にて、電子データによる納品も行うこと。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 業務報告書 | 3部 |
| (2) 電子データ【CD-R】 | 1式 |
| (3) その他必要な資料 | 1式 |

第2章 業務内容

本業務は、環境省の定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）平成28年度～平成32年度に示される方針に基づき、本組合が管理・運営を行う施設について現況把握を行い、問題点を抽出したうえで、客観的な視点でその対応策を施設ごとに提案し、中長期的により経済的かつ安心安全な施設管理・運営を行っていくために必要な、個別施設ごとに長寿命化計画の策定及び長寿命化を目的とした交付金制度の活用のための手法を検討する。

1 対象施設

対象施設は、本組合が管理・運営する以下のとおりとする。

- (1) 井笠広域クリーンセンター（管理棟含む）
- (2) 井笠広域資源化センター（粗大ごみ処理施設）
- (3) 井笠広域資源化センター（リサイクルプラザ）
- (4) 見崎山埋立処分場
- (5) 新焼却場
- (6) 井笠広域一般廃棄物埋立処分場
- (7) 井笠広域斎場
- (8) 水と緑のふれあい広場

2 現状把握

受託者は、本組合が現在管理・運営している施設について、その運転状況や運営体制、今日までの補修・修繕内容や維持管理方法、用役費等の状況を整理・把握する。

また、今後の問題点・課題を整理する。具体的な項目は、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づく廃棄物処理施設の「精密機能検査」に準じたものとし、「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」に基づき実施する。

- (1) 施設概要（施設規模、主要設備、運転状況、管理状況 他）
- (2) 運転状況（処理・利用状況、用役使用状況、実稼働状況、分析結果 他）

- (3) 補修・修繕履歴（機器リスト及び履歴）
- (4) 維持管理・保守点検履歴
- (5) 処理機能等の評価（処理機能，公害防止性能，設備健全度，維持管理体制）
- (6) 施設耐用年数

3 点検・診断／修繕・更新等計画の立案

施設ごとの現況把握により抽出された問題点・課題を解決する方策として、それぞれの施設利用実態を踏まえ、個別施設計画として今後の保守点検，補修・修繕等の保全計画，さらには更新計画（新設を含む）を立案する。全施設について各設備の状況を踏まえ、安定した適正処理が継続できるものとし、併せて施設ごとの維持管理方法を示すものとする。

点検・診断によって得られた個別施設の状況について施設ごとに整理し、未実施の施設については点検実施時期を明確にする。

また、対策の優先順位の考え方及び個別施設の状況等を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新，さらには更新の機会をとらえた機能転換，用途変更，複合化，集約化，廃止，撤去及び耐震化等の必要な対策について講ずる措置の内容や実施時期を施設ごとに整理する内容を含めた計画とする。

4 個別施設計画等の策定

本組合の管理する施設について、個別施設計画の策定を行うものとする。計画策定にあたっては、本事業の内容を踏まえるとともに、将来的に方向性が未確定の場合においても、施設の更新に関して検討を行う時期と計画策定の全体スケジュールを示し、現状の方向とすること。取りまとめにあたっては、「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に示されている個別施設計画の記載内容に沿ったものとする。

また、それぞれに示した個別計画の実施に必要となる概算運営費及び設備修繕等事業費について検討するとともに、個別施設計画策定後に作成する施設点検・診断マニュアルについても提案すること。

5 事業化の整理と検討

施設更新，施設維持管理に係る法制度及び交付金制度等を調査・検討・整理するものとする。

また、長寿命化計画策定に向けた計画期間の設定や効果的な計画の推進が図れるよう目標年度等を定め、多面的な検討を行い、助言及び提案を行うものとする。長寿命化事業の検討にあたっては、「将来コストシミュレーション，個別施設毎の方針，ハード面及び計画推進に関する手法・体制」についても検討し整理する。

6 事業費及び財源計画

本組合の管理する施設について、個別施設計画等の策定に基づき、事業費及び財源計画

を検討すること。財源計画については、整備内容等を踏まえ、複数の制度を活用した場合について検討すること。

7 中長期総合工程表

本組合の管理する施設について、現在計画中新ごみ焼却処理施設及び現在建設中の井笠広域一般廃棄物埋立処分場も含めた維持管理、施設更新及び整備等の中長期総合工程表を作成し、今後必要となる施設整備について検討すること。

検討に際しては、施設が果たしている役割や機能等を踏まえ老朽化や耐用年数などから施設更新等の優先順位を検討したうえで、財政負担の平準化を考慮したものとする。

8 循環型社会形成推進地域計画の見直し

本組合が循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づき実施している交付対象事業について、計画や工事の進捗に合わせて記載内容の変更等が生じることから、変更内容を反映した地域計画の策定を行うものとする。